

# 告 示

## 埼玉県告示第三百四十六号

測量計画機関である埼玉県東松山農林振興センターから次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年八月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 測量計画機関

埼玉県東松山農林振興センター

### 二 作業種類

公共測量（基準点測量）

### 三 作業地域

埼玉県川越市大字久下戸地内

### 四 作業期間

令和元年七月二日から令和元年十二月十六日まで